

## 株式会社ヒロハマ 一般事業主行動計画（次世代）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間：令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間

2 内 容：

目標1 令和5年3月31日までに、子の看護休暇（特別休暇）の対象範囲を拡大する。

（子の対象年齢の拡大、学校行事への参加や育児全般に使えるようにするなど）

【目標を達成するための方策と実施時期】

- 令和3年 4月～ 制度内容の検討
- 令和5年 3月迄 就業規則の改定、届出及び周知

目標2 産前・産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

【目標を達成するための方策と実施時期】

- 令和3年度中 パンフレット等の資料を作成し共有ポータルに掲載及び周知
- 令和3年 4月～ 対象となる社員に対し、個別に資料配布と制度の説明会を実施

目標3 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

◆男性社員：計画期間中に1人以上取得すること、又は子の看護休暇を1人以上利用すること。

◆女性社員：在籍社員の取得率を90%以上とすること。

但し、入社1年未満の社員は除く

【目標を達成するための方策と実施時期】

- 令和3年 4月～ 男性も育児休業や子の看護休暇を取得できることを周知する為、就業規則（育児休業に関する規程含む）の閲覧促進と管理職を対象とした研修等の実施
- 令和3年 4月～ 対象となる全社員に制度説明を行う。